

事 務 連 絡
令和3年7月29日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

標記について、令和3年6月23日付け事務連絡にて「接種費用の上乗せ」に係る取扱いについてお示ししているところですが、今般、別添新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、当該取扱いについてご留意いただくとともに、関係機関等への周知方よろしくをお願いします。

新旧対照表

新	旧
別紙	別紙
接種費用の上乗せについて	接種費用の上乗せについて
○時間外等加算相当分　（略）	○時間外等加算相当分　（略）
○適用期間	○適用期間
・ <u>令和３年４月１日～令和３年７月３１日</u>	<u>令和３年４月１日～（当面の間継続）</u>
・ <u>令和３年８月１日～令和３年１０月２日</u>	
・ <u>令和３年１０月３日～令和３年１２月４日</u>	
○休日の定義　（略）	○休日の定義　（略）
○時間外の定義　（略）	○時間外の定義　（略）

(改正後全文)

一部改正 令和 3 年 7 月 29 日

令和 3 年 6 月 23 日

別紙

接種費用の上乗せについて

○時間外等加算相当分

・時間外 730 円 (2,070 円 → 2,800 円)

・休日 2,130 円 (2,070 円 → 4,200 円)

※それぞれ税別単価であり、支払う際には税込み価格とする。

○適用期間

・令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

・令和 3 年 8 月 1 日～令和 3 年 10 月 2 日

・令和 3 年 10 月 3 日～令和 3 年 12 月 4 日

○休日の定義

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する国民の祝日

※ 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、平素から該当医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間